

令和5年6月21日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和4年(行コ)第336号 戸籍の附票の写し不交付処分取消請求控訴事件(原審・さいたま地方裁判所令和4年(行ウ)第12号)

口頭弁論終結日 令和5年4月12日

5

判 決

控 訴 人

訴訟代理人弁護士

埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

広 瀬 め ぐ み

10

被 控 訴 人

代表者兼処分行政庁

所 沢 市

所 沢 市 長

藤 本 正 人

訴訟代理人弁護士

羽 根 一 成

主 文

15

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

20

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁が、控訴人に対し、令和2年12月17日付けで行った戸籍の附票の写し不交付処分を取り消す。

第2 事案の概要(以下、略称は原判決の例による。)

25

- 1 本件は、控訴人が、処分行政庁に対し、住民基本台帳法(住基法)20条1項に基づき、控訴人の長女に係る戸籍の附票の写しの交付を請求(本件交付請求)したところ、処分行政庁が、同人を対象として、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメステ

イック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置が採られていることを理由として、上記の写しを交付しない旨の処分（本件処分）をしたことから、控訴人が、被控訴人に対し、本件処分の取消しを求める事案である。

2 原判決は、控訴人の請求を全部棄却したので、控訴人が原判決の全部を不服として控訴した。

3 関係法令等の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、当審における控訴人の主張を後記4のとおり追加するほかは原判決「事実及び理由」第2の1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。

4 当審における控訴人の主張

(1) 事務処理要領第5-10-オは、「エの転送を受けた他の市町村長は、当初受付市町村長を経由して申出がなされたものとして、イの例により、支援の必要性を確認する。」と記載しているから、転送先市町村長は、当初受付市町村長の判断に盲目的に従うのではなく、自主的に支援の必要性を確認するという役割を担うと考えられ、同第5-10-クの「市町村長」には、当初受付市町村長だけでなく、転送先市町村長も該当していると解釈することができる。そして、当初受付市町村長は、「支援の必要性の確認」に関し、申出者が、同第5-10-アの（ア）に掲げる者に該当し、かつ、加害者が、当該申出者の住所を探索する目的で、住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の意見を聴取し、又は裁判所の発行する保護命令決定書の写し若しくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求めることにより確認するが、同第5-10-イの（ア）は、「この場合において、市町村長は、上記以外の適切な方法がある場合には、その方法により確認することとしても差し支えない。」と記載しているから、転送先市町村長である処分行政庁は、上記のような確認をすべき義務を負っていたと解釈される。したがって、原判決が「転送先市町村長が、

当初受付市町村長の判断を踏まえて支援措置を採ったとしても、それには合理性があると考えられる。」と判断したことは不適切である。

(2) 支援措置の特性上、加害者とされた者は、どのような加害事実が認定されたかを知る手段がないから、反論証拠の提出の責任を加害者とされた者に負わせて、支援措置の必要性の見直しをしないという運用をするのでは、加害者とされた者の人権が保護されないことになる。

(3) 支援措置に伴うDVがあったかどうかの判断は、警察ではなく、行政が下すものと解されており、被控訴人もその責任を負うが、処分行政庁は、加害者とされた者から疑義の訴えがない場合でも、1年ごとの支援措置の更新（延長）時において、支援措置の妥当性について自主的に判断する義務を負うから、被控訴人が、更新時に支援措置の妥当性を判断評価する業務を怠ることは職務怠慢である。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないと判断する。その理由は、当審における控訴人の主張に対する判断を後記2のとおり加えるほかは、原判決「事実及び理由」第3に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 当審における控訴人の主張に対する判断

(1) 控訴人は、事務処理要領第5-10-オの記載からすれば、転送先市町村長は、当初受付市町村長の判断に盲目的に従うのではなく、自主的に支援の必要性を確認すべきであり、原判決が「転送先市町村長が、当初受付市町村長の判断を踏まえて支援措置を採ったとしても、それには合理性があると考えられる。」と判断したことは不適切である旨主張する。

しかしながら、事務処理要領第5-10-オは、なお書きにおいて、転送先市町村長は、原則として、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、転送先市町村長における支援の必要性もあることとする取扱いとして差し支えない旨を規定している。そうすると、転送先市町村長は自

主的に支援の必要性を確認する義務を負うとする控訴人の上記主張は、事務処理要領の文言と必ずしも相容れない独自の解釈を展開するものであって、採用の限りでない。

- (2) 控訴人は、支援措置の特性上、加害者とされた者は、どのような加害事実が認定されたかを知る手段がないから、反論証拠の提出の責任を加害者とされた者に負わせて、支援措置の必要性の見直しをしないという運用をするのでは、加害者とされた者の人権が保護されないことになる旨主張する。

しかしながら、原判決「事実及び理由」第3の4(2)で説示したところと同様、一般に、配偶者に対する暴力や児童虐待の加害者は、危害を加えていた被害者がその支配下から逃亡した際には、執拗に被害者を探索し、逃亡前より激しい危害を加えるおそれがあると考えられ、逃亡により暴力や虐待が事実上回避されている状況が続いたとしても、直ちに、そのおそれが消滅したということとはできないから、そのようなおそれが消滅したかどうかを、戸籍の附票の写しの交付申請をする者が提出した資料に基づいて判断することは合理的であって、このような運用は、直ちに、加害者とされた者の人権を侵害することにはならないものというべきである。

したがって、この点に関する控訴人の主張も採用することができない。

- (3) 控訴人は、処分行政庁は、加害者とされた者から疑義の訴えがない場合でも、1年ごとの支援措置の更新（延長）時に支援措置の妥当性について自主的に判断する義務を負うから、被控訴人が、更新時に支援措置の妥当性を判断評価する業務を怠ることは職務怠慢である旨主張する。しかし、本件処分は、処分行政庁が支援措置を更新（延長）するかどうかを判断する場面でされたものでないから、この点に関する控訴人の主張は失当である。

- (4) その他、控訴人の主張を検討しても、原判決の結論を左右するものはない。

第4 結論

以上によれば、控訴人の請求は理由がないから棄却すべきであり、これと同旨

の原判決は正当である。

よって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり
判決する。

東京高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官

大竹昭彦

大 竹 昭 彦

裁判官

小河原 寧

小 河 原 寧

裁判官

押野 純

押 野 純

これは正本である。

令和5年6月21日

東京高等裁判所第11民事部

裁判所書記官 神 作 文

